

様

受付印

## 養育医療申請受付チェック表

！乳児の退院後の申請はできません！

受付者

	提出書類	注意事項
1 <input type="checkbox"/>	養育医療給付申請書（同意書）	扶養義務者欄には、健康保険上の児を扶養する方（国保の場合は世帯主）を記入してください。
2 <input type="checkbox"/>	養育医療意見書（指定医療機関の医師が作成したもの）	診療予定期間の初日から 1か月以内の提出・・・初日から有効 1か月をこえて提出・・・ <b>受付日</b> から有効
	世帯調書	受診者と生計を同じくしている方を全員記載し、扶養義務者全員のマイナンバー（個人番号）を記載してください。（出生届提出前の場合、児のみ・マイナンバー未記入で可）
3 <input type="checkbox"/>	<p>扶養義務者全員のマイナンバーが確認できる書類（世帯の18歳以上の方全員）を提示してください。マイナンバーの情報連携により、扶養義務者全員の市民税額を確認します。</p> <p>マイナンバーが確認できる書類 個人番号カード、個人番号通知カード、個人番号が記載された住民票</p> <p>診療予定期間初日が 令和6年6月30日までの場合・・・令和5年度の市民税額を確認します。 令和6年7月以降の場合・・・令和6年度の市民税額を確認します。</p> <p>※ 市民税未申告などの理由で情報連携できない場合、課税証明書の提出をお願いする場合があります。</p> <p>* 扶養義務者とは 扶養義務者とは、父、母、祖父母、養父母、兄弟姉妹のほか、家庭裁判所の決定により扶養義務を負うおじ、おば等です。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取り扱いを行いません。</p>	
4 <input type="checkbox"/>	乳児（対象者）の健康保険証の写し	健康保険証が発行前の場合は、扶養する保護者の健康保険証。
5 <input type="checkbox"/>	窓口へ来られる方の身元確認書類の提示（原本）	申請に来られる方の身元確認書類 1種類で可能：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等 2種類が必要：健康保険証、住民票、年金手帳等 ※ この制度における「申請者」は原則「扶養義務者」です。「扶養義務者」以外の方が申請する場合は、「委任状」へ扶養義務者が署名する必要があります。
6 <input type="checkbox"/>	生活保護受給証、証明書等	生活保護を受けている方